

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第116号)	37
○ 瑞穂土木事務所長の職務代理について	(緑土・総務課)	(第117号)	38
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第118号)	39
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第119号)	41
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第120号)	43
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第121号)	45
○ 名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第122号)	46
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第123号)	48

選挙管理委員会告示

○ 各種直接請求等に必要な数について		(第3号)	51
--------------------	--	-------	----

上下水道局告示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始		(第7号)	53
○ 災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務の委託		(第8号)	58

上下水道局管理規程

○ 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正		(第5号)	59
○ 名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程の一部改正		(第6号)	62

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)		63
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告	(環境・廃棄物指導課)		74
○ 令和5年度名古屋市職員第1類採用試験公告	(人事・任用課)		76

雑 報

○ 名古屋高速道路公社公告第1号	(住都・街路計画課)		89
------------------	------------	--	----

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 6号）
 - 1 改正内容
保険料等の減免について、規定の整備を行います。（附則関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 5年 4月 1日
から施行します。

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 7号）
 - 1 改正内容
市営住宅等の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年
名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。
 - 2 施行期日
令和 5年 3月 1日から施行します。ただし、別表第 1 1公営住宅の表
の改正規定中三本松荘及び新尾頭荘の項を改める部分、別表第 1 2改良
住宅の表の改正規定、別表第 2 1店舗の表の改正規定及び別表第 3 1
公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中三本松荘及び新尾頭荘の項を
改める部分並びに別表第 3 2改良住宅に付随する駐車場の表の改正規定
は、同年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市営路外駐車場条例施行細則及び名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施
行細則の一部改正について（第 8号）
 - 1 改正内容
 - (1) 駐車場の使用料の見直し等に伴い、規定の整備等を行います。
 - (2) その他規定の整理を行います。
 - 2 施行期日
 - (1) 令和 5年 4月 1日から施行します。
 - (2) 改正後の規定に基づく定期駐車券の発行その他の行為は、施行日前に
おいても行うことができることとします。

○ 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則（第 9号）

1 改正内容

道路交通法（昭和35年法律第 105号）において、特定小型原動機付自転車の車両区分が創設されることに伴い、特定小型原動機付自転車の標識及び臨時運行番号標のひな型の様式を新たに追加します。（第67号様式及び第68号様式関係）

2 施行期日

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4年法律第32号）附則第 1条第 3号に掲げる規定の施行の日から施行します。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 6号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第 4条中「令和 5年 2月28日」を「令和 6年 2月29日」に改める。

附則第 5条中「令和 5年 3月」を「令和 6年 3月」に改め、「全部」の次に「（市長が別に定める場合にあつては、その 2分の 1に相当する額）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第 5条の改正規定（「全部」の次に「（市長が別に定める場合にあつては、その 2分の 1に相当する額）」を加える部分に限る。）は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 28 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 7 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表中

「

三本松荘	熱田区三本松町	高層 耐火	10階建	平成 3 年度	39
新尾頭荘	熱田区新尾頭一丁目	高層 耐火	9 階建	昭和44年度	75

を

」

三本松荘	熱田区三本松町	高層 耐火	10階建	平成3年度	39	に
------	---------	----------	------	-------	----	---

改め、同表緑ヶ丘荘の項中

昭和40年度	115	を	昭和40年度	55	に改める。
昭和41年度	45		昭和41年度	45	
昭和47年度	80		昭和47年度	80	
令和2年度	70		令和2年度	70	

別表第1 2 改良住宅の表中

神戸荘	熱田区神戸町	中層 耐火	5階建	昭和45年度	50	を
新尾頭荘	熱田区新尾頭一丁目	高層 耐火	9階建	昭和44年度	60	

神戸荘	熱田区神戸町	中層 耐火	5階建	昭和45年度	50	に
-----	--------	----------	-----	--------	----	---

改める。

別表第2 1 店舗の表新尾頭荘の項中

	104号から115号まで	15,200円	を
店舗	1号	73,800円	

「

店舗	1号	73,800円	に改める。
----	----	---------	-------

」

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表新山田北荘の項中

「

1号から134号まで	を	<p>1号、2号、4号から8号まで、10号から12号まで、14号から17号まで、19号から22号まで、24号から27号まで、29号から33号まで、35号から37号まで、39号、41号から59号まで、62号から72号まで、74号から80号まで、82号から86号まで、88号から92号まで、94号から98号まで、100号から104号まで、106号から113号まで、115号から118号まで、120号から124号まで、126号から132号まで及び134号</p>	に改め、同表
------------	---	--	--------

」

山田北荘の項中

「 1号から113号まで 」 を 「 1号から10号まで、12号から31号まで、33号から38号まで、40号から48号まで、50号、52号から64号まで及び66号から113号まで 」 に改め、同表

中

「

三 本 松 荘	1号から30号まで	8,100円
新 尾 頭 荘	30号から67号まで	9,000円

」 を

「

三 本 松 荘	1号から30号まで	8,100円
---------	-----------	--------

」 に

改め、同表緑ヶ丘荘の項中

「

1号から33号まで、 501号から510号まで、 801号から814号まで、 901号から905号まで 及び1001号から1016号まで
--

」 を 「

1号から33号まで、 801号から814号まで、 901号から905号まで 及び1001号から1016号まで

」 に改める。

別表第3 2 改良住宅に付随する駐車場の表中

「

神 戸 荘	1号から5号まで、7号から14号まで及び16号から18号まで	7,700円
新 尾 頭 荘	19号から29号まで	9,000円

を

」

「

神 戸 荘	1号から5号まで、7号から14号まで及び16号から18号まで	7,700円
-------	--------------------------------	--------

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。ただし、別表第1 1 公営住宅の表の改正規定中三本松荘及び新尾頭荘の項を改める部分、別表第1 2 改良住宅の表の改正規定、別表第2 1 店舗の表の改正規定、別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中三本松荘及び新尾頭荘の項を改める部分並びに別表第3 2 改良住宅に付随する駐車場の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

名古屋市営路外駐車場条例施行細則及び名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 28 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 8 号

名古屋市営路外駐車場条例施行細則及び名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市営路外駐車場条例施行細則 (昭和41年名古屋市規則第91号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表備考第 1 項中「をいう」の次に「(第 3 項の表において同じ。)」を加え、同条第 3 項の表を次のように改める。

名 称	料 金			
	全 日	昼 間	平日昼間	夜 間
名古屋市営久屋駐車場	48,600円	33,750円	23,600円	31,000円
名古屋市営大須駐車場	31,000円	22,000円	13,200円	18,000円
名古屋市営古沢公園駐車場	32,000円	22,000円	15,900円	16,000円
備考				
<p>駐車できる日及び時間の区分は、次のとおりとする。</p> <p>1 全日 午前0時から午後12時まで</p> <p>2 昼間 午前8時から午後7時30分まで</p> <p>3 平日昼間 午前8時から午後7時30分まで（平日に限る。）</p> <p>4 夜間 午後5時30分から翌日の午前9時まで</p>				

第6条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第2号様式備考第3項中「「昼間」の」の次に「、平日昼間にあつては「平日昼間」の」を加える。

（名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部改正）

第2条 名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則（平成28年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の名古屋市営路外駐車場条例施行細則の規定に基づく定期駐車券の発行その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（平成27年名古屋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「平成35年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

- 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（平成30年名古屋

屋市規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「平成35年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

- 5 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則(令和4年名古屋市規則第13号)の一部を次のように改正する。

附則第4項第1号中「令和5年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第9号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第67号様式備考第2項中「ひらがな文字」を「平仮名文字」に、「4けた」を「4桁」に改め、同項ただし書中「けた」を「桁」に改め、同様式備考第4項中「第3けた目」を「第3桁目」に、「第4けた目」を「第4桁目」に改め、同様式を第67号様式（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

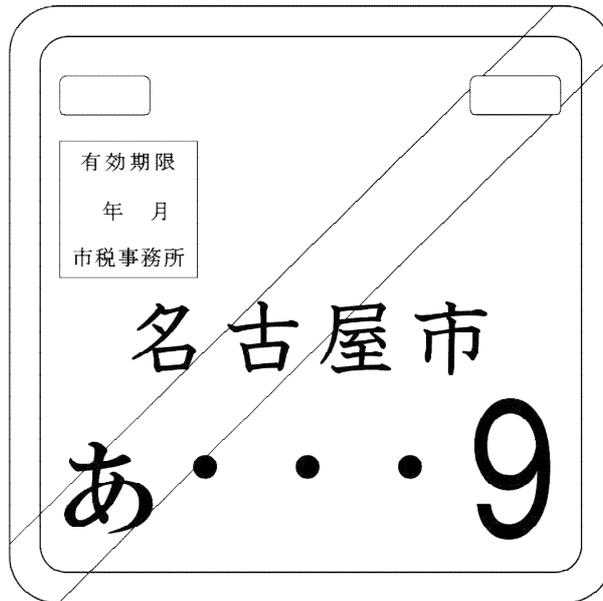
第67号様式（その2）



- 〔備考〕
- 1 標識の寸法は、縦100ミリメートル、横100ミリメートルとする。
 - 2 標識は、図示の例により、上段に「名古屋市」を、下段に平仮名文字（お、し、へ、ゐ、ゑ及びびんを除く。）及び4桁の数字を表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径7ミリメートルの点で表示する。
 - 3 数字は、アラビア数字とする。
 - 4 文字の太さは、市名は1ミリメートル、数字は4ミリメートルとする。
 - 5 標識は、アルミニウム製又はこれに代わるものとし、文字、点及び数字は浮出しとする。
 - 6 標識の地の塗色は、白色とする。
 - 7 標識の文字、点及び数字の塗色は、濃紺色とする。

第68号様式備考第2項中「ひらがな文字」を「平仮名文字」に、「3けた」を「3桁」に改め、同項ただし書中「けた」を「桁」に改め、同項中「はりつける」を「貼り付ける」に改め、同様式備考第4項中「第3けた目」を「第3桁目」に改め、同様式を第68号様式（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第68号様式（その2）



- 〔備考〕
- 1 臨時運行番号標の寸法は、縦100ミリメートル、横100ミリメートルとする。
 - 2 臨時運行番号標は、図示の例により、上段に「名古屋市」を、下段に平仮名文字（お、し、へ、ゐ、ゑ及びびんを除く。）及び4桁の数字を表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径7ミリメートルの点で表示する。また、「名」の上部に当該番号標の有効期限（その期限の満了する日の属する月を表す。）及び市税事務所名を記載した標章を貼り付けるものとする。
 - 3 数字は、アラビア数字とする。
 - 4 文字の太さは、市名は1ミリメートル、数字は4ミリメートルとする。
 - 5 臨時運行番号標は、アルミニウム製又はこれに代わるものとし、文字、点及び数字は浮出しとする。
 - 6 臨時運行番号標の地の塗色は、白色とする。
 - 7 臨時運行番号標の文字、点及び数字の塗色は、濃紺色とする。
 - 8 斜線の塗色は、赤色とする。
 - 9 標章は、年度が変わる場合には、その色彩を変更するものとする。

附 則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

名古屋市告示第 103号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、当該変更後の農業振興地域整備計画書を、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により、名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置いて縦覧に供します。

令和 5年 2月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 104号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

富田公園	中川区富田町大字服部字鶺ノ首、字君矢田、大字春田字川原割、字北甚兵衛浦、字新替、字大明神割、字鍋鶴、字大明神屋敷、大字戸田字上川田、戸田明正一丁目	図面中川 148 の 7の区域	平成 7年 4 月 1日
------	---	--------------------	-----------------

」

を

「

富田公園	中川区富田町大字服部字鶺ノ首、字君矢田、大字春田字川原割、字北甚兵衛浦、字新替、字大明神割、字鍋鶴、字大明神屋敷、大字戸田字上川田、	図面中川 148 の 8の区域	平成 7年 4 月 1日
------	--	--------------------	-----------------

	字下川田、字八幡腰、戸田明 正一丁目、春田一丁目		
--	-----------------------------	--	--

」

に、

「

榎津公園	中川区富田町大字榎津字東新 海	図面中川 173 の区域	令和 2年 4 月25日
------	--------------------	-----------------	-----------------

」

を

「

榎津公園	中川区富田町大字榎津字東新 海	図面中川 173 の区域	令和 2年 4 月25日
松年公園	中川区松年町 1丁目	図面中川 174 の区域	令和 5年 2 月28日

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 105号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
日本シニアライフ株式会社	日本シニアライフ 西日本福祉用具センター	名古屋市千種区今池五丁目 2番 6号	令和 5年 2月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社MWell	訪問看護ステーション MWell	名古屋市昭和区広路町字石坂42番地の 1	令和 5年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社NEXT FLOW	NEXT FLOW 訪問看護 なごや	名古屋市中川区山王三丁目13番 15号	令和 5年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
名古屋福祉センター株式会社	訪問看護あおぞら	名古屋市守山区下志段味三丁目	令和 5年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

社		2907番地		
株式会社トラ ストリー	トラストリー 訪問看護ステ ーション 名 東	名古屋市名東区 高針一丁目 310 番地	令和 5年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社フラ イハイト	訪問看護ステ ーションオー ロラ	名古屋市名東区 高針台一丁目 107番地	令和 5年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社リー ベン	ヘルパーステ ーションしあ わせ	名古屋市北区楠 味鏡三丁目 154 番地の 1	令和 5年 2月 1日	訪問介護
株式会社創造 館	訪問介護ステ ーションかす みそう	名古屋市西区比 良二丁目78番地	令和 5年 2月 1日	訪問介護
株式会社創造 館	訪問看護ステ ーションれん げ	名古屋市西区比 良二丁目78番地	令和 5年 2月 1日	訪問看護
株式会社ヤマ ウチ	ジョイリハ中 村	名古屋市中村区 牛田通 1丁目23 番地	令和 5年 2月 1日	通所介護
株式会社ヤマ ウチ	ジョイリハ昭 和御器所	名古屋市昭和区 御器所四丁目22 番13号	令和 5年 2月 1日	通所介護
株式会社リン クス	ヘルパーステ ーション サ	名古屋市港区東 茶屋一丁目 653	令和 5年 2月 1日	訪問介護

	ンポート茶屋	番地		
株式会社ウェル ルフューチャー	ブルーミング ケア l a b 名 古屋茶屋	名古屋市港区東 茶屋一丁目 638 番地の 2	令和 5年 2月 1日	通所介護
株式会社An n. j	A j u ケアス テーション	名古屋市守山区 桜坂二丁目1730 番地	令和 5年 2月 1日	訪問介護
株式会社ヤマ ウチ	ジョイリハ守 山	名古屋市守山区 四軒家一丁目 311番地	令和 5年 2月 1日	通所介護
一般社団法人 T W O S T E P	訪問介護ツー ステップ	名古屋市天白区 保呂町2305番地	令和 5年 2月 1日	訪問介護
株式会社UN I Q U E	ケアステーシ ョンONE	名古屋市天白区 元八事五丁目 110番地	令和 5年 2月 1日	訪問介護

3 指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社トマ ト	訪問看護ステ ーショントマ ト	名古屋市中村区 北畑町 3丁目27 番地の 1	令和 5年 2月 1日	介護予防訪問看護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社オー ビック	だんらんの家 志段味	名古屋市守山区 大字中志段味字	令和 5年 2月 1日	地域密着型通所介 護

		吉田洞2911番地 の 356		
--	--	--------------------	--	--

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋 天白	名古屋市天白区 植田山三丁目 711番地	令和 5年 2月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 106号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人愛恵 会愛光整形外 科	愛光デイケア	名古屋市緑区桶 狭間神明1221番 地	令和 4年 12月 6日	通所リハビリテー ション 介護予防通所リハ ビリテーション

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社豊丸 ウェルネス	訪問介護 深 川笑楽幸	名古屋市中村区 長戸井町 3丁目 12番地	令和 4年 12月 6日	訪問介護
株式会社ウェ ルネスフロン ティア	ジョイリハ中 村	名古屋市中村区 牛田通 1丁目23 番地	令和 4年 12月28日	通所介護
株式会社ウェ	ジョイリハ昭	名古屋市昭和区	令和 4年	通所介護

ルネスフロンティア	和御器所	御器所四丁目22番13号	12月28日	
株式会社ウェルネスフロンティア	ジョイリハ守山	名古屋市守山区四軒家一丁目311番地	令和 4年 12月28日	通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 107号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 4・4・17号船頭場公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

4・4・17号船頭場公園

名古屋市港区船頭場四丁目、船頭場五丁目、小賀須一丁目及び小賀須四丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 108号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 4・4・17号船頭場公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 5年 2月28日から令和 7年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 109号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画事業の種類及び名称
名古屋都市計画公園事業 4・3・2号城山公園
- 2 施行者の名称
名古屋市
- 3 事務所の所在地
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 4 事業地の所在
4・3・2号城山公園
名古屋市千種区城山町 3丁目及び末盛通 3丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 110号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 4・3・2号城山公園に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 5年 2月28日から令和10年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 111号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画緑地事業第 7号猪高緑地

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 7号猪高緑地

名古屋市名東区猪高町大字一社字兼原、大字上社字足廻間、字池ノ表、字井堀及び字柄杓場並びに大字高針字極楽及び字勢子坊地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 112号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 7号猪高緑地に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 5年 2月28日から令和10年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 113号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画緑地事業第 1号戸田川緑地

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 1号戸田川緑地

名古屋市中川区富田町大字戸田字大日川田、富永一丁目並びに水里一丁目並びに港区南陽町大字西福田字猿島並びに大字福田字大儘、字西蟹田及び字春田野、西蟹田、西福田一丁目、春田野一丁目並びに春田野二丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 114号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 5年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 1号戸田川緑地に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 5年 2月28日から令和 7年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 115号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 3月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 116号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 3月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市東区東桜一丁目 501番の一部、 502番の一部、 503番の一部、
504番 2の一部、 517番の一部、 518番の一部及び 519番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 117 号

瑞穂土木事務所長の職務代理について

瑞穂土木事務所副所長中村ユリによる瑞穂土木事務所長の職務代理行為は、令和 5 年 2 月 24 日終了しました。

令和 5 年 3 月 2 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市緑政土木局総務課

名古屋市告示第 118号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。なお、関係書類は名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置きます。

令和 5年 3月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
公益財団法人 名古屋市みどりの協会
名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
近藤 正勝 尾張旭市南栄町 1丁目58番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市守山区大字上志段味字東谷2110番15、畑、2,951.00平方メートル
始め13筆、計7,557.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 5年 6月 1日から令和10年 5月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積：7,557.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 150日、農業従事者： 2人
 - (3) 農機具の保有状況

耕うん機： 1、防除機： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 119号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 5年 3月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
高木 昭成 名古屋市中川区富田町千音寺西川岸塚1282番 4
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
安井 早恵子 名古屋市中川区富永二丁目61番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区水里四丁目 125番、畑、409.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 5年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
なし
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 180日、農業従事者： 2人
 - (3) 農機具の保有状況
鋤： 1

名古屋市告示第 120号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 5年 3月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
新開 良隆 名古屋市港区当知四丁目1308番地 宝当知ハイツ 106号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
山田 幸代 名古屋市中川区戸田三丁目1406番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区水里三丁目86番、畑、276.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 5年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
なし
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 200日、農業従事者： 1人
 - (3) 農機具の保有状況
耕うん機： 1、鋤： 3、鎌： 3、スコップ： 2

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 121号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

令和 5年 3月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 供用時間を変更する日

令和 5年 3月12日

2 有料公園施設の名称及び変更後の供用時間

有料公園施設の名称	変更後の供用時間
駐車場（白川公園）	午後 3時から午後 9時まで
白川前駐車場（若宮大通公園）	午前 0時から午前 8時まで及び午後 3時から午後12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては、午前 7時から午前 8時まで及び午後 3時から午後 9時まで）。ただし、入庫の取扱い時間は、午後 3時から午後 9時まで、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前 8時まで及び午後 3時から午後 9時までとする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 122号

名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書の
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第
62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画道路事業の事業計画の変
更認可に伴う関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 5年 3月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路建設部道路建設 課 (名古屋市役所西庁 舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・4・108号守山本通線 に係る図書	平成12年 3月 3日から 令和 9年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 7・6・69号小幡東 1号線 に係る図書	平成12年 3月 3日から 令和 9年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 7・6・70号小幡東 2号線 に係る図書	平成12年 3月 3日から 令和 9年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 7・6・71号喜多山 1号線 に係る図書	平成12年 3月 3日から 令和 9年 3月31日まで

	名古屋都市計画道路事業 7・6・72号喜多山 2号線 に係る図書	平成12年 3月 3日から 令和 9年 3月31日まで
--	--	--------------------------------

2 縦覧期間

令和 5年 3月 3日から令和 9年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日
 を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
 休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第123号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年3月3日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

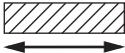
道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
県道	A	春日井長久手線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2082番の1地先から	前	0.319	10.20 ～ 12.80	第1図
			名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の3地先まで	後	0.319	12.00 ～ 27.00	
市道	B	大留三郷線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2081番の12地先から	前	0.124	3.00 ～ 6.00	
			名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の3地先まで	後	0.124	25.00 ～ 28.30	
市道	A	境松線第5号	名古屋市緑区大将ヶ根一丁目1433番地先から	前	0.009	16.00 ～ 18.61	第2図
			名古屋市緑区大将ヶ根一丁目1434番地先まで	後	0.009	16.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

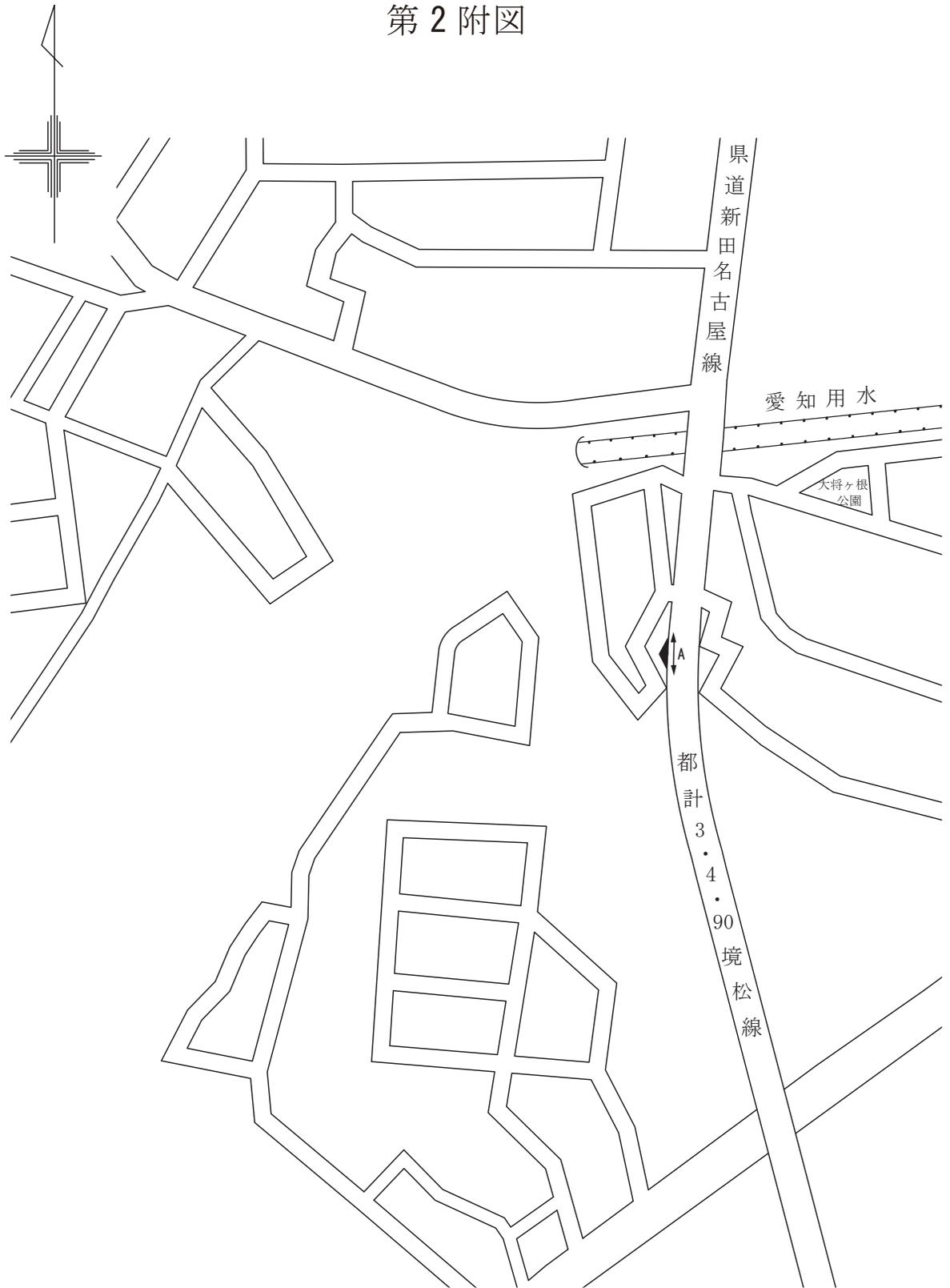
第1附図



凡例

-  区域変更により道路の区域とする部分

第2 附図



凡 例

 区域変更により廃道する部分

名古屋市選挙管理委員会告示第3号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和5年3月3日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,767 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,040 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	43,647人	熱田区	18,328人
東区	22,559人	中川区	59,879人
北区	45,265人	港区	38,295人
西区	41,139人	南区	36,859人
中村区	37,940人	守山区	47,637人
中区	25,621人	緑区	66,934人
昭和区	28,622人	名東区	43,387人
瑞穂区	29,829人	天白区	43,502人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

314,719人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市上下水道局告示第7号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和5年3月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月1日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
令和5年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
守山区	上志段味	稲堀田新田 東谷	一部	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
緑区	乗鞍三丁目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
天白区	大坪一丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター
	天白町	八事・裏山	〃	〃

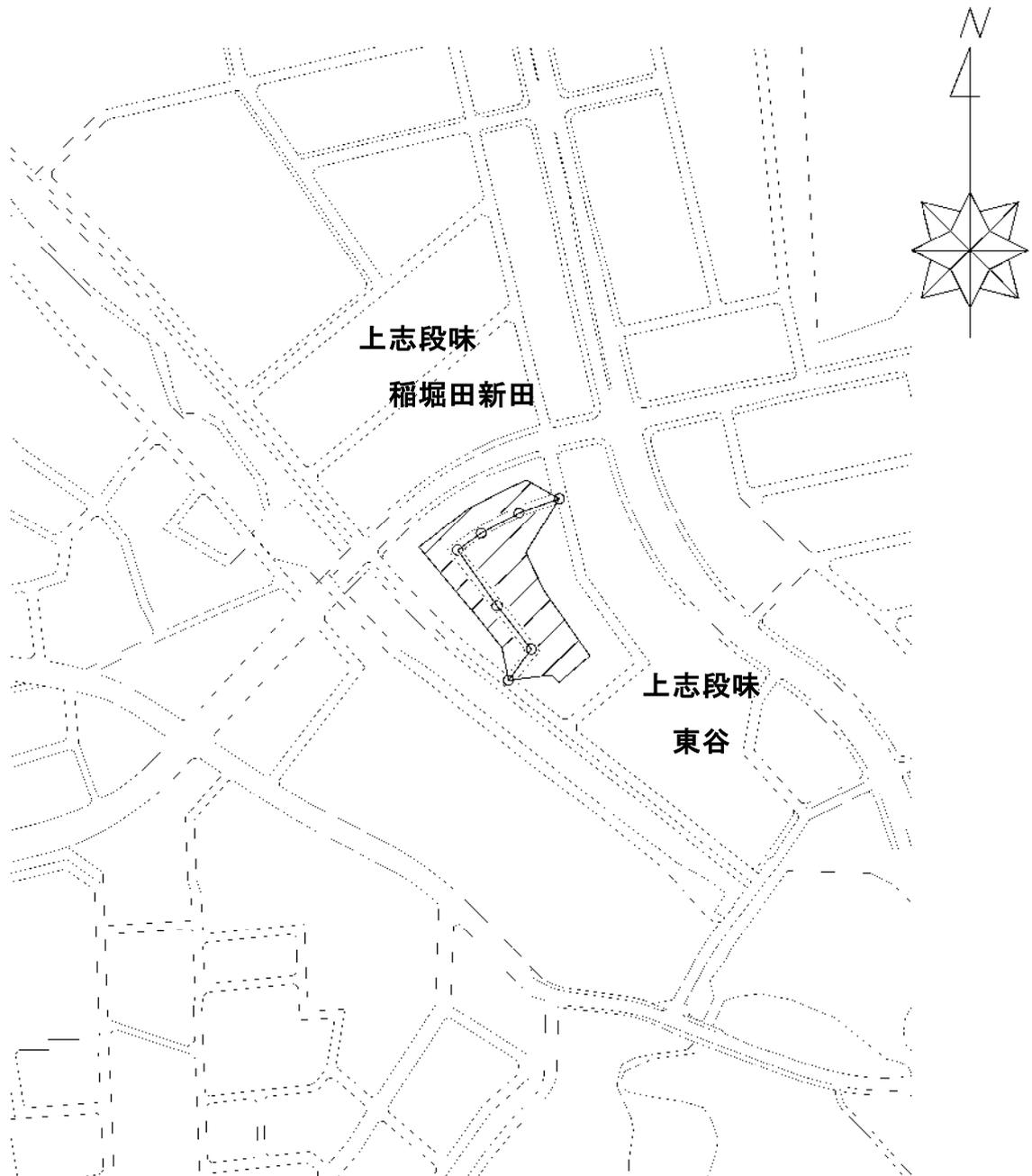
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式

分流式	守山区	緑区	天白区
-----	-----	----	-----

排水施設の位置図

守山区（分流式）

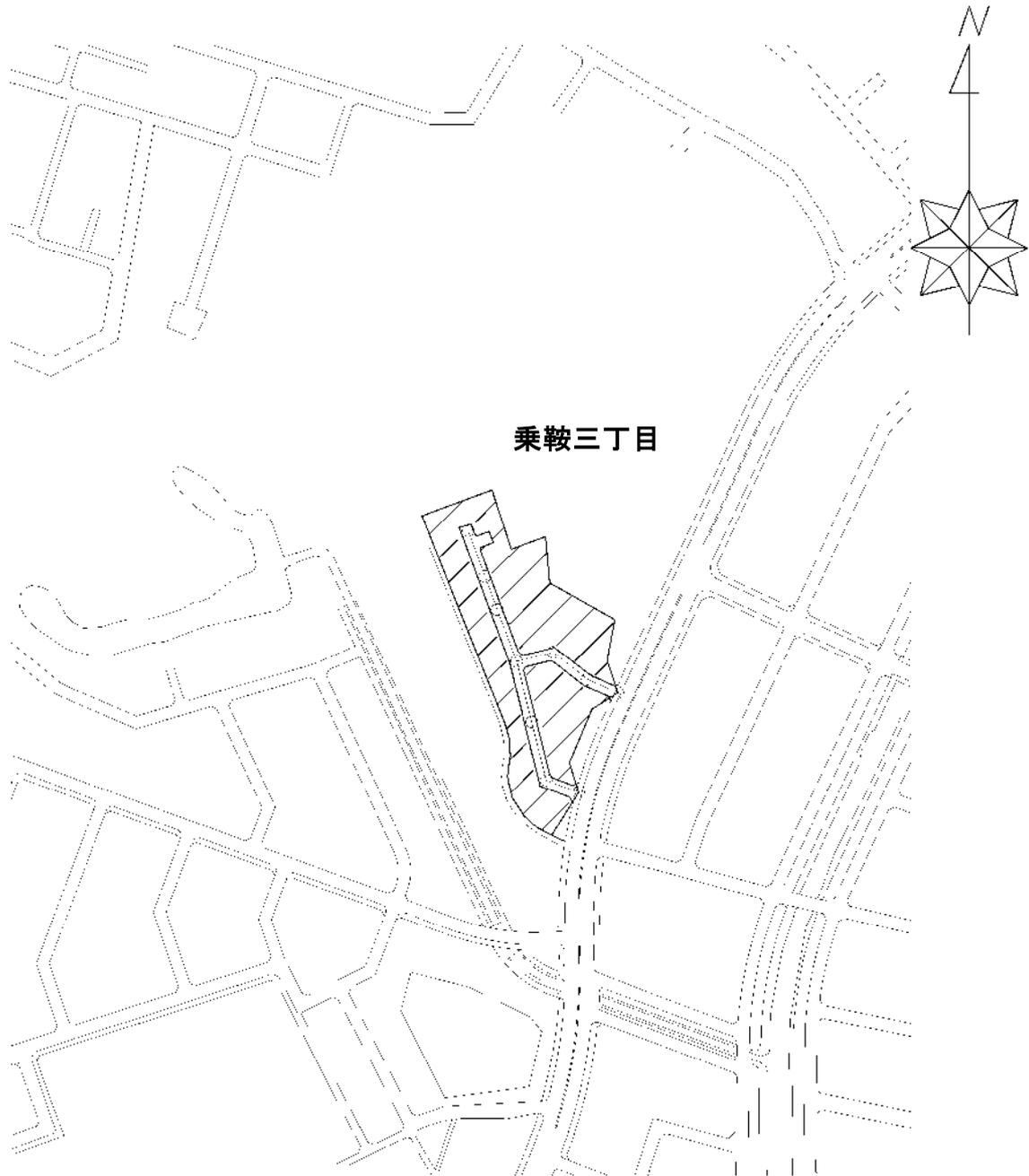


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

緑区（分流式）

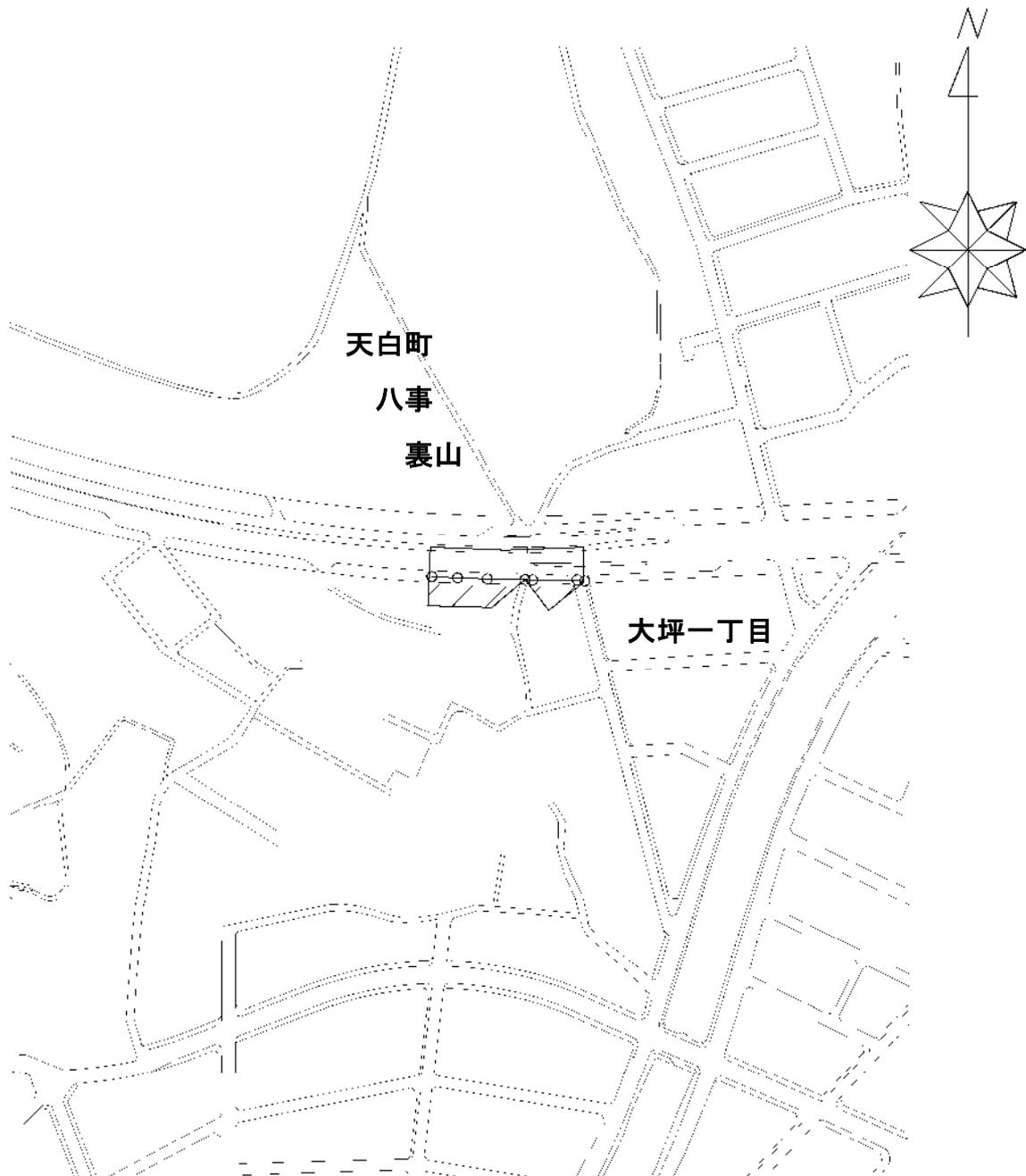


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところにより告示する。

令和5年3月3日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

1 委託の相手方

日本通運株式会社

2 委託する事務の範囲

- (1) 災害用備蓄飲料水「名水」（以下「名水」という。）の販売代金の徴収
- (2) 前号により収納した名水の販売代金の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み
- (3) 前2号に定める事務に附帯する事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年12月31日まで

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第5号

名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月28日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

第5条第3項中「総務部安全衛生課及び整備管理者等（名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第40号）の規定に基づき選任される者をいう。）」を「経営本部総務部安全衛生課及び経営本部企画経理部資産活用課」に改める。

別表総務部総務課の項中「総務部総務課」を「経営本部総務部総務課」に改め、同表総務部調査課の項中「総務部調査課」を「経営本部総務部調査課」に改め、同表総務部人材育成推進室（本部）の項中「総務部人材育成推進室（本部）」を「経営本部総務部人材育成推進室（本部）」に改め、同表経営本部営業部料金課の項を次のように改める。

経営本部営業部料金課 (利用促進係)	経営本部営業部料金課 (利用促進係)	利用促進係長
-----------------------	-----------------------	--------

別表経営本部営業部東部営業センターの項の次に次のように加える。

経営本部営業部西部営業センター	経営本部営業部西部営業センター	営業係長 給排水工事係長 地域サービス係長
-----------------	-----------------	-----------------------

別表経営本部営業部中川営業所の項及び経営本部営業部港営業所の項を削り、同表技術本部建設部建設工事事務所の項中「工事第一係長 工事第二係長 工事第三係長」を「水道工事係長 下水北部工事係長 下水南部工事係長」に改め、同表技術本部管路部設計第二課の項を次のように改める。

技術本部管路部下水設計課	技術本部管路部下水設計課	北部南部設計係長 西部設計係長 東部
--------------	--------------	-----------------------

	設計係長
--	------

別表技術本部施設部北部名城水処理事務所（本部）の項中「技術本部施設部北部名城水処理事務所（本部）」を「技術本部施設部北部水処理事務所（本部）」に、「処理第一係長」を「名城処理係長」に改め、同表技術本部施設部北部名城水処理事務所（守山水処理センター）の項中「技術本部施設部北部名城水処理事務所（守山水処理センター）」を「技術本部施設部北部水処理事務所（守山水処理センター）」に、「処理第二係長」を「守山処理係長」に改め、同表技術本部施設部東部柴田水処理事務所（本部）の項中「技術本部施設部東部柴田水処理事務所（本部）」を「技術本部施設部東部水処理事務所（本部）」に、「処理第一係長」を「柴田処理係長」に改め、同表技術本部施設部東部柴田水処理事務所（鳴海水処理センター）の項中「技術本部施設部東部柴田水処理事務所（鳴海水処理センター）」を「技術本部施設部東部水処理事務所（鳴海水処理センター）」に、「処理第二係長」を「鳴海処理係長」に改め、同表技術本部施設部東部柴田水処理事務所（植田水処理センター）の項中「技術本部施設部東部柴田水処理事務所（植田水処理センター）」を「技術本部施設部東部水処理事務所（植田水処理センター）」に改め、同表技術本部施設部西部打出水処理事務所（本部）の項中「技術本部施設部西部打出水処理事務所（本部）」を「技術本部施設部西部水処理事務所（本部）」に、「処理第一係長」を「打出処理係長」に改め、同表技術本部施設部西部打出水処理事務所（岩塚水処理センター）の項中「技術本部施設部西部打出水処理事務所（岩塚水処理センター）」を「技術本部施設部西部水処理事務所（岩塚水処理センター）」に、「処理第二係長」を「岩塚処理係長」に改め、同表技術本部施設部南部宝神水処理事務所（本部）の項中「技術本部施設部南部宝神水処理事務所（本部）」を「技術本部施設部南部水処理事務所（本部）」に、「処理第一係長」を「宝神処理係長」に改め、同表技術本部施設部南部宝神水処理事務所（山崎水処理センター）の項中「技術本部施設部南部宝神水処理事務所（山崎水処理センター）」を「技術本部施設部南部水処理事務所（山崎水処理センター）」に、「処理第二係長」を「山崎処理係長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第6号

名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月1日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第2条及び第3条第8項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程第1条、第2条、第3条第8項及び別表の適用については、第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項」と、第2条、第3条及び別表中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員」とする。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年2月28日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	CCCフロンティア(株)	代表取締役 金子 健一郎	東京都渋谷区猿楽町17番10号	—	—	—	令和4年6月30日
2	Hide & Genes Japan(株)	代表取締役 阿南 博	福岡市南区玉川町6丁目1番	—	—	—	令和3年8月31日
3	VFジャパン(株)	代表取締役 彰 子才	東京都港区赤坂8丁目5番34号	—	—	—	令和4年2月28日
4	キーン・ジャパン合同会社	代表社員 竹田 尚志	東京都港区北青山1丁目3番6号	—	—	—	令和4年8月28日

5	サムライワ ークス(株)	代表取締役 新島 実	東京都渋谷 区広尾 5丁 目17番10号	—	—	—	令和 3年 3月 2日
6	タビオ(株)	代表取締役 越智 勝寛	大阪市浪速 区難波中二 丁目10番70 号	—	—	—	令和 4年 8月 29日
7	ブルーブル ーエジヤパ ン(株)	代表取締役 神山 邦雄	東京都新宿 区下落合二 丁目17番 7 号	—	—	—	令和 4年 1月 31日
8	ヘインズブ ランズジャ パン(株)	代表取締役 平野 友彦	東京都新宿 区信濃町35 番地	—	—	—	令和 3年 5月 5日
9	ユウソリュ ーションズ (株)	代表取締役 氏益 和幸	東京都豊島 区南池袋 2 丁目28番14 号	—	—	—	令和 3年 10月 31日
10	(株)ACRO	代表取締役 宮崎 稔章	東京都品川 区西五反田 二丁目27番 4号	—	—	—	令和 4年 2月 28日
11	(株)Any t h i n g G o e s O n e	代表取締役 土松 宏次	名古屋市東 区上前津二 丁目 7番11 号	—	—	—	令和 4年 8月 23日
12	(株)f a b u l o u s	代表取締役 松永 直也	名古屋市東 区泉二丁目 19番11号	—	—	—	令和 3年 10月 17日
13	(株)FERN ANDA JAPAN	代表取締役 流合 貴之	横浜市中区 尾上町 2丁 目19番地	—	—	—	令和 4年 8月 28日
14	(株)GORI ' Z	代表取締役 小松 勇三	札幌市中央 区南一条西 4丁目 1番 地	—	—	—	令和 3年 8月 31日
15	(株)GRAN	代表取締役 堀田 茂	名古屋市中 区上前津二 丁目 7番24 号	—	—	—	令和 4年 2月 23日
16	(株)J S . W O R K S	代表取締役 窪田 祐	東京都渋谷 区渋谷 1丁 目23番21号	—	—	—	令和 4年 1月 30日

17	(株)J u e m i	代表取締役 滝口 樹理	東京都港区 北青山 3丁 目 1番 6号	—	—	—	令和 3年 8月 31日
18	(株)L D H a p p a r e l	代表取締役 小川 哲史	東京都目黒 区東山一丁 目 2番 2号	—	—	—	令和 4年 8月 31日
19	(株)L E B E N	代表取締役 江崎 友美	名古屋市東 区泉一丁目 22番26号	—	—	—	令和 3年 8月 31日
20	(株)m. s o e u r	代表取締役 佐藤 正隆	京都市中京 区舟屋町 410番地の 1	—	—	—	令和 3年 9月 26日
21	(株)S u i k o s h a	代表取締役 別所 大作	大阪市中央 区本町 4丁 目 6番 7号	—	—	—	令和 3年 2月 28日
22	(株)アンダー カバー	代表取締役 高橋 盾	東京都渋谷 区神宮前四 丁目23番16 号	—	—	—	令和 3年 8月 26日
23	(株)スニーズ	代表取締役 土橋 和貴	東京都豊島 区南池袋 1 丁目20番 1 号	—	—	—	令和 4年 9月 30日
24	(株)タイタン ・アート	代表取締役 米原 太一	大阪市西区 新町一丁目 8番11号	—	—	—	令和 4年 8月 31日
25	(株)ノルコー ポレーション	代表取締役 菅 喜嗣	東京都調布 市飛田給 1 丁目 7番 3 号	—	—	—	令和 3年 8月 22日
26	(株)ニュース タア	代表取締役 渡部 宏	東京都渋谷 区恵比寿南 一丁目16番 2号	—	—	—	令和 4年 7月 31日
27	(株)エル	代表取締役 坂本 真也	東京都武蔵 野市吉祥寺 本町二丁目 14番 5号	—	—	—	令和 3年 8月 31日
28	(株)サダマツ	代表取締役 貞松 隆弥	東京都目黒 区中目黒二 丁目 6番20 号	—	—	—	令和 4年 1月 12日

29	(株)サンエー・ビーディ	代表取締役 前川 正典	東京都港区 南青山一丁目 1番1号	—	—	—	令和 4年 2月 13日
30	(株)サンポー クリエイト	代表取締役 新原 純平	広島市中区 袋町 6番51 号	—	—	—	令和 4年 2月 20日
31	(株)シッパス	代表取締役 三浦 義哲	東京都中央 区銀座一丁目 20番15号	—	—	—	令和 4年 1月 31日
32	(株)シティー ヒル	代表取締役 中田 勉	大阪府中央 区博労町四 丁目 5番 9 号	—	—	—	令和 4年 7月 26日
33	(株)ジョンマ スターオー ガニックグ ループ	代表取締役 野田 義宗	東京都目黒 区大橋 1丁 目 6番13号	—	—	—	令和 3年 8月 29日
34	(株)スマート ピット	代表取締役 北河 勝寛	東京都港区 南青山 5丁 目11番15号	—	—	—	令和 4年 7月 31日
35	(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣 市外濑 2丁 目38番地	—	—	—	令和 3年 10月 10日
36	(株)テット・ オム	代表取締役 内野 伸彦	東京都千代 田区平河町 1丁目 6番 8号	—	—	—	令和 3年 8月 31日
37	(株)ナノ・ユ ニバース	代表取締役 前川 正典	東京都渋谷 区神南 1丁 目 6番 3号	—	—	—	令和 3年 8月 31日
38	(株)ハウスオ ブローゼ	代表取締役 池田 達彦	東京都港区 赤坂二丁目 21番 7号	—	—	—	令和 4年 8月 29日
39	(株)ブルーメ イト	代表取締役 岡本 龍二	岡山県井原 市下出部町 一丁目17番 地の 1	—	—	—	令和 3年 8月 29日
40	(株)プレポワ	代表取締役 針貝 和恵	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目38番 5号	—	—	—	令和 4年 2月 27日

41	(株)ミルク	代表取締役 中嶋 潤哉	大阪市中央 区博労町二 丁目 2番13 号	—	—	—	令和 3年 8月 31日
42	(株)メル・ロ ーズ	代表取締役 武内 一志	東京都目黒 区青葉台 2 丁目18番 1 号	—	—	—	令和 3年 8月 9日
43	(株)リブプロ ラス	代表取締役 玉井 俊也	東京都立川 市柴崎町 3 丁目 6番29 号	—	—	—	令和 3年 8月 22日
44	(株)ルドーム	代表取締役 杉村 茂	東京都渋谷 区渋谷 1丁 目23番21号	—	—	—	令和 4年 1月 30日
45	(株)関家具	代表取締役 関 文彦	福岡県大川 市大字幡保 98番地の 7	—	—	—	令和 3年 8月 31日
46	植田 拓也	—	福岡市早良 区賀茂一丁 目42番22号	—	—	—	令和 4年 8月 31日
47	平野 健一 郎	—	福岡市南区 老司 5丁目 42番10号	—	—	—	令和 3年 5月 9日
48	—	—	—	Bulky Japan (株)	代表取締役 前田 亮介	東京都港区 元赤坂 1丁 目 7番17号	令和 4年 4月 16日
49	—	—	—	Casety ify(株)	代表取締役 永田 智恵	東京都渋谷 区神宮前 6 丁目28番 9 号	令和 4年 4月 28日
50	—	—	—	ドクターマ ーチン・エ アウェアジ ャパン(株)	代表取締役 池田 マイ	東京都渋谷 区神宮前 5 丁目 2番28 号	令和 4年 9月 22日
51	—	—	—	ブルーベル ・ジャパン (株)	代表取締役 セルジュ・ グレベール	東京都港区 南青山 2丁 目 2番 3号	令和 4年 4月 21日
52	—	—	—	マークジェ イコブスジ ャパン(株)	代表取締役 ノルベール ・ルレ	東京都港区 南青山 3丁 目 1番 3号	令和 4年 7月 14日

53	—	—	—	株20 s D e s i g n	代表取締役 茂木 洋路	東京都渋谷 区渋谷 2丁 目19番15号	令和 4年 9月 9日
54	—	—	—	株3 p e a c e	代表取締役 加藤 雄大	神奈川県茅 ヶ崎市出口 町12番67号	令和 4年 9月 10日
55	—	—	—	株A C S E E Z	代表取締役 池田 綾乃	大阪府枚方 市東香里 3 丁目 2番 4 号	令和 4年 9月 1日
56	—	—	—	株G R O W A R O U N D	代表取締役 山崎 一久	東京都渋谷 区宇田川町 4番 9号	令和 4年 9月 16日
57	—	—	—	株P O K E R F A C E	代表取締役 清水 崇生	東京都港区 西麻布 2丁 目24番11号	令和 4年 6月 1日
58	—	—	—	株P O P M A R T J A P A N	代表取締役 上村 貴夫	東京都千代 田区外神田 3丁目16番 12号	令和 4年 8月 13日
59	—	—	—	株T H I N Kフイット ネス	代表取締役 手塚 栄司	東京都江東 区南砂 3丁 目 3番 6号	令和 4年 10月 1日
60	—	—	—	株V a p o r s	代表取締役 吉野 誠	東京都台東 区上野 6丁 目 2番 6号	令和 4年 4月 30日
61	—	—	—	株エストイ ンターナシ ョナル	代表取締役 大塚 恵	埼玉県蕨市 中央 3丁目 18番 8号	令和 4年 4月 21日
62	—	—	—	株テーラ・ テール	代表取締役 竹内 眞澄	名古屋市東 区泉三丁目 28番 3号	令和 4年 9月 20日
63	—	—	—	株ヒューマ ンフォーラ ム	代表取締役 出路 雅明	京都市中京 区寺町通蛸 薬師上ル式 部町 261番	令和 4年 4月 22日
64	—	—	—	株ポムダム ール	代表取締役 池田 喬俊	東京都新宿 区新宿 5丁 目 9番12号	令和 4年 10月 28日

65	—	—	—	(株)ミルゲート	代表取締役 乗松 薫	名古屋市中 区大須二丁 目23番36号	令和 4年 9月 9日
66	—	—	—	(株)メディコム・トイ	代表取締役 赤司 竜彦	東京都渋谷 区上原 3丁 目22番 5号	令和 4年 4月 23日
67	—	—	—	(株)貴和製作所	代表取締役 関口 保	東京都台東 区浅草橋 2 丁目 1番10 号	令和 4年 10月 28日
68	—	—	—	(株)明和トレス	代表取締役 大和田 直 亮	滋賀県近江 八幡市桜宮 町 207番 6 号	令和 4年 9月 1日
69	—	—	—	(株)J u i c e	代表取締役 神戸 輝男	東京都豊島 区東池袋 1 丁目36番 1 号	令和 4年 3月 12日
70	—	—	—	(有)ワンラブ	代表取締役 小林 励	名古屋市中 区錦三丁目 10番29号	令和 4年 4月 29日
71	—	—	—	(有)フューチャ ユラ	代表取締役 清水 宏明	群馬県渋川 市渋川46番 1号	令和 4年 3月 18日
72	—	—	—	(株)A G E L E S S	代表取締役 植田 拓也	福岡市早良 区賀茂一丁 目42番22号	令和 4年 9月 1日
73	—	—	—	(株)New Rules I n n o v a t i o n	代表取締役 平野 健一 郎	福岡市南区 老司 5丁目 42番10号	令和 3年 5月 10日
74	(株)D & N J A P A N	代表取締役 木村 達央	東京都新宿 区信濃町 3 番地 1	(株)エスダー ヴ	代表取締役 河合 剛	東京都港区 東麻布 2丁 目16番 4号	令和 3年 3月 1日
75	(株)スピーク インターナ ショナル	代表取締役 門田 敏宏	東京都目黒 区中目黒一 丁目 1番71 号	(株)シーズメ ン	代表取締役 青木 雅夫	東京都中央 区日本橋馬 喰町 1丁目 5番 4号	令和 3年 3月 1日
76	(株)上野商会	代表取締役 長谷川 文 彦	東京都台東 区上野 6丁 目10番17号	(株)T S I	代表取締役 下地 毅	東京都港区 赤坂 8丁目 5番27号	令和 4年 1月 14日

77	恵山(株)	代表取締役 沖山 英嗣	東京都渋谷区 道玄坂一丁目16番5号	(株)L. W. C.	代表取締役 塚越 克美	東京都渋谷区 広尾1丁目7番23号	令和4年 2月28日
78	(株)ベリグリ	代表取締役 服部 稔	東京都渋谷区 広尾3丁目12番36号	(株)RAVI JOUR	変更なし	変更なし	令和4年 3月1日
79	(株)テキスト トレーディング カンパニー	代表取締役 本明 秀文	東京都八王子市 元八王子町三丁目 2750番地の713	Foot Locke ratm os Ja pan 合同 会社	代表社員 本明 秀文	変更なし	令和4年 1月24日
80	(株)ラッシュ ジャパン	代表取締役 ロウイーナ ・ジャクリ ーン・バード	神奈川県愛 甲郡愛川町 中津4027番 地 3	合同会社ラ ッシュジャ パン	代表社員 ロウイーナ ・ジャクリ ーン・バード	変更なし	令和3年 7月19日
81	(株)アントス テラ	代表取締役 吉川 洋一	東京都渋谷区 渋谷三丁目3番5号	変更なし	代表取締役 高波 健二	東京都港区 白金台5丁目22番12号	令和3年 10月8日
82	アモーレパ シフィック ジャパン(株)	代表取締役 林 正浩	東京都渋谷区 広尾1丁目13番7号	変更なし	代表取締役 李 相穆	変更なし	令和4年 9月1日
83	(株)b e y o n d	代表取締役 久保 憲一 郎	北九州市小 倉南区沼南 町三丁目8 番12号	変更なし	代表取締役 本田 大樹	変更なし	令和4年 5月14日
84	(株)サマンサ タバサジャ パンリミテ ッド	代表取締役 門田 剛	東京都港区 三田一丁目4番1号	変更なし	代表取締役 米田 幸正	変更なし	令和4年 5月26日
85	(株)ゾフ	代表取締役 上野 照博	東京都港区 北青山三丁目6番1号	変更なし	代表取締役 上野 博史	変更なし	令和3年 4月1日
86	(株)デイトナ ・インター ナショナル	代表取締役 鹿島 研	東京都渋谷区 神宮前3丁目25番15号	変更なし	代表取締役 佐々木 聡	変更なし	令和3年 4月30日
87	(株)良品計画	代表取締役 松崎 暁	東京都豊島区 東池袋四丁目26番3号	変更なし	代表取締役 堂前 宣夫	変更なし	令和4年 1月2日

88	合同会社P VHジャパン	代表取締役 アレキサン ダー・トー マス・チュ ー	東京都千代 田区内幸町 2丁目1番 6号	変更なし	代表社員 尾郷 高志	変更なし	令和 3年 8月 1日
89	日本ロレア ル(株)	代表取締役 ジェローム ・ブリュア	東京都新宿 区西新宿三 丁目7番1 号	変更なし	代表取締役 ジャンピエ ール・シャ リトン	変更なし	令和 3年 11月 1日
90	HYPER LABEL L合同会社	代表社員 品田 聡	名古屋市守 山区白山二 丁目1001番 地の1	変更なし	変更なし	名古屋市守 山区森孝東 一丁目104 番地	令和 4年 8月 31日
91	(株)FABR ICTO KYO	代表取締役 森 雄一郎	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 5丁目23番 13号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区神宮前2 丁目34番17 号	令和 4年 8月 16日
92	(株)LEMO NADE	代表取締役 大和 大地	東京都渋谷 区富ヶ谷二 丁目34番17 号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区元代々木 町8番5号	令和 4年 3月 1日
93	(株)TOKY OBAS E	代表取締役 谷 正人	東京都渋谷 区渋谷一丁 目2番5号	変更なし	変更なし	東京都港区 南青山3丁 目11番13号	令和 3年 11月 8日
94	(株)YSM	代表取締役 向井 翔太 郎	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 3丁目15番 6号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区神宮前2 丁目22番2 号	令和 4年 5月 9日
95	(株)アヴァ ランチ	代表取締役 戸田 慶三 郎	横浜市西区 桜木町5丁 目26番3号	変更なし	変更なし	横浜市西区 平沼1丁目 39番3号	令和 4年 4月 29日
96	(株)クローズ インターナ ショナル	代表取締役 豊川 真示	大阪市中央 区南船場1 丁目1番7 号	変更なし	変更なし	大阪市中央 区南船場1 丁目3番9 号	令和 4年 9月 1日
97	(株)ジュン	代表取締役 佐々木 進	東京都港区 南青山二丁 目2番3号	変更なし	変更なし	東京都港区 南青山2丁 目26番1号	令和 3年 11月 22日
98	(株)スワンキ ス	代表取締役 丸山 聡	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 3丁目20番 10号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 3丁目18番 3号	令和 4年 8月 25日
99	(株)ヌーヴ・ エイ	代表取締役 松崎 充広	東京都渋谷 区神泉町8 番16号	変更なし	変更なし	東京都港区 西麻布二丁 目24番11号	令和 3年 12月 6日

100	株パッツ	代表取締役 正木 則幸	東京都渋谷区代々木二丁目28番7号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区笹塚1丁目64番8号	令和4年3月1日
101	株パワー・ボム	代表取締役 小林 孝志	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	変更なし	変更なし	東京都世田谷区若林1丁目18番10号	令和3年9月1日
102	株ファイブ・フオックス	代表取締役 上田 稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目13番12号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目38番12号	令和4年9月1日
103	株マキヒロシゲアトリエ	代表取締役 真木 博茂	東京都港区西麻布四丁目10番3号	変更なし	変更なし	東京都港区西麻布4丁目4番11号	令和4年9月13日
104	株志風音	代表取締役 西村 健太	神奈川県鎌倉市今泉台四丁目25番22号	変更なし	変更なし	東京都中央区日本橋馬喰町1丁目8番4号	令和4年4月1日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.47までの小売業者については、退店のため
- (2) No.48からNo.73までの小売業者については、入店のため
- (3) No.74からNo.77までの小売業者については、名称、代表者及び住所変更のため
- (4) No.78の小売業者については名称変更のため
- (5) No.79及びNo.80の小売業者については名称及び代表者変更のため
- (6) No.81の小売業者については代表者及び住所変更のため
- (7) No.82からNo.89までの小売業者については代表者変更のため
- (8) No.90からNo. 104までの小売業者については住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 1月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 2月 28日から同年 6月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 6月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置
法に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、同法第13条第1項後段の規定により公告する。

令和 5年 3月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 講ずべき措置の内容

名古屋市南区中江二丁目 9番27号において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格容量	製造者	形式等	製造年月	台数	総重量
コンデンサ	50 kVA	東京芝浦電気 株式会社	SRTR -A6FR	昭和47年 4月	1台	40kg
コンデンサ	25 kVA	株式会社 日立製作所	SOUJ 3RD1	昭和44年 8月	1台	25kg
コンデンサ	20 kVA	日本コンデン サ工業 株式会社	不明	不明	1台	不明
コンデンサ (溶接機用)	3.5 kVA	株式会社 指月電機 製作所	KTD-5U376 -W	昭和42年	1台	4.8kg

2 措置の期限

令和 5年 3月17日

3 市長による措置

保管事業者が 1の措置を 2の期限までに講じないときは、市長が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

令和5年度名古屋市職員第1類採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和5年3月1日

名古屋市人事委員会委員長 市橋克哉



令和5年度 春実施試験

名古屋市職員採用試験案内 (第1類 [大学卒業程度・22歳から30歳])

【申込期間】

3月1日(水)から3月20日(月)までの申込完了分有効

令和5年3月1日

名古屋市人事委員会

『名古屋の未来を変えるのは、君だ!』

本市では、名古屋をよりよくなりたいという熱意を持ち、主体的・積極的に行動できる人材を求めています。

TOPICS

- ▶ 以下の試験区分について、試験日程を早期化しました。
行政【旧:行政B】、行政(教養型)【旧:行政A】
行政(プレゼンテーション型)【旧:行政A(自己PR)】、情報、土木、建築、機械、電気
- ▶ 行政及び行政(教養型)の第1次試験の出題分野等を変更します。
試験の内容の詳細は6ページ「試験方法」をご確認ください。

募集内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
事務	行政	110名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など
	行政(教養型)	80名程度	
	行政(プレゼンテーション型)	30名程度	
	情報	5名程度	情報システムの所管課等におけるICTを活用した施策の企画・業務改革の推進 など
技術	土木	35名程度	本庁各局や公所等における道路・河川等の維持管理・設計・施工監理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等 など
	建築	20名程度	
	機械	10名程度	
	電気	20名程度	

※ 組織の改廃等により、採用予定人員は変更となる場合があります。また、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

＜お問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



● 受験資格

次の(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

次のいずれかに該当する方

- ・平成5年(1993年)4月2日から平成14年(2002年)4月1日までに生まれた方
- ・平成14年(2002年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和6年(2024年)3月31日までに卒業見込の方を含む。)又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方

(2) 資格要件(該当試験区分のみ)

試験区分	資格要件
情報	申込時に次の試験のいずれかに合格済の方 ・基本情報技術者試験 ・応用情報技術者試験 ・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験 ・データベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・情報処理安全確保支援士試験 ・システム監査技術者試験 (注)各試験に合格していることを証明する書類(原本)を提示していただきます。詳しくは、第1次試験合格者に通知します。

(3) 次のいずれにも該当しない方

- ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

〈その他〉

- ・日本国籍を有しない方については、受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。(9ページ「合格から採用まで」及び11ページ「その他(1)」参照)

● 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

(1) 行政・行政（教養型） 区分

試験の流れ		日程
受験申込		3月1日(水)～3月20日(月)
受験票発行		4月14日(金)
受験教室のお知らせ		4月21日(金) 市ウェブサイトに公開します。
第1次試験		<p style="text-align: center;">4月23日(日)</p> <p>着席 午前9時00分</p> <p>終了予定 行政 午後4時30分頃 <昼休憩あり> 行政(教養型) 午後1時00分頃 <昼休憩なし></p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次試験会場は、市内の大学等を予定しております。詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 第1次試験科目は、6ページ以降をご覧ください。 <p><u>なお、第2次試験の論文試験についても、第1次試験とあわせて実施します。</u></p>
第1次試験合格者発表		5月10日(水)
第2次試験	個別面接①	5月27日(土)～6月7日(水)
	個別面接②の対象者発表	6月14日(水)
	個別面接②	6月24日(土)～7月6日(木)
最終合格者発表		7月19日(水)

<合格者及び対象者発表について>

- 合格者、対象者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で5月16日(火)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 個別面接①の結果通知

個別面接①を受験した方全員に、文書で通知します。個別面接②の対象者となった方で6月20日(火)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課までご連絡ください。

ウ 最終結果通知

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 個別面接①の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 個別面接②の日程は個別面接①の結果通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

(2) 行政（プレゼンテーション型） 区分

試験の流れ		日程
受験申込		3月1日(水)～3月20日(月)
受験票発行		4月14日(金)
受験教室のお知らせ		4月21日(金) 市ウェブサイトにて公開します。
第1次試験		<p style="text-align: center;">4月23日(日)</p> <p>着席 午前9時00分</p> <p>終了予定 午前10時30分頃 <昼休憩なし></p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次試験会場は、市内の大学等を予定しております。詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 第1次試験科目は、6ページ以降をご覧ください。
第1次試験合格者発表		5月10日(水)
第2次試験	個別面接①	5月27日(土)、5月28日(日)
	個別面接②の対象者発表	6月7日(水)
	個別面接②(プレゼンテーション)	6月15日(木)～6月17日(土)
最終合格者発表		6月28日(水)

<合格者及び対象者発表について>

- 合格者、対象者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトにて公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で5月16日(火)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 個別面接①の結果通知

個別面接①を受験した方全員に、文書で通知します。個別面接②の対象者となった方で6月12日(月)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課までご連絡ください。

ウ 最終結果通知

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 個別面接①の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 個別面接②の日程は個別面接①の結果通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

(3) 情報・土木・建築・機械・電気 区分

試験の流れ	日程
受験申込	3月1日(水)～3月20日(月)
受験票発行	4月14日(金)
受験教室のお知らせ	4月21日(金) 市ウェブサイトにて公開します。
第1次試験	<p style="text-align: center;">4月23日(日)</p> <p>着席 午前9時00分</p> <p>終了予定 情報 午後1時00分頃 <昼休憩なし> 情報以外 午後4時00分頃 <昼休憩あり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次試験会場は、市内の大学等を予定しております。詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、6ページ以降をご覧ください。 <p><u>なお、第2次試験の論文試験についても、第1次試験とあわせて実施します。</u></p>
第1次試験合格者発表	5月10日(水)
第2次試験(個別面接)	5月23日(火)～5月29日(月)
最終合格者発表	6月7日(水)

<合格者発表について>

- ・合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前(市役所東庁舎8階)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトにて公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料(第1次試験合格者通知を除く。)については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で5月16日(火)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

イ 最終結果通知

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- ・個別面接の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- ・試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

● 試験方法

(1) 合格者の決定方法

- 各段階の合格者は、第1次試験以降の全ての得点を合計して決定します。
- 各段階のいずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点はありません。
- 試験実施日に受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。なお、第1次試験実施日にあわせて実施する論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験は採点しません。

(2) 試験の内容、出題分野

- 問題は活字印刷文による出題です。
- 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

ア 行政

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題を含む》） <20問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <20問必須解答>	400点
	専門試験 (120分)	専門的な知識をみる試験（択一式） <40問必須解答> (出題分野は7ページ【別表】参照)	800点
第2次試験	個別面接①	個別面接	360点
	個別面接②	個別面接 ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	840点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《4月23日（日）実施》 ※個別面接②対象者のみ採点の対象とします。	600点

イ 行政（教養型）

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題を含む》） <20問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <20問必須解答>	600点
第2次試験	個別面接①	個別面接	600点
	個別面接②	個別面接 ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	1,200点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《4月23日（日）実施》 ※個別面接②対象者のみ採点の対象とします。	600点

ウ 行政（プレゼンテーション型）

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	基礎能力試験 (75分)	公務員として必要な基礎的な知的能力をみる試験（択一式） （社会への関心と理解、言語的な能力、論理的な思考力） 〈60問必須解答〉	600点
第2次試験	個別面接①	個別面接	900点
	個別面接② (プレゼンテーション)	これまでに培ってきた経験やスキルを、名古屋市職員としてどう活かしていくかについての発表及びその内容をふまえた個別面接 ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	1,500点

エ 情報

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題を含む》） 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） 〈20問必須解答〉 〈20問必須解答〉	600点
第2次試験	個別面接	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《4月23日（日）実施》	600点

オ 土木・建築・機械・電気

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	基礎能力試験 (75分)	公務員として必要な基礎的な知的能力をみる試験（択一式） （社会への関心と理解、言語的な能力、論理的な思考力） 〈60問必須解答〉	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式） （各試験区分における出題分野は【別表】参照） 〈30問必須解答〉	390点
第2次試験	個別面接	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《4月23日（日）実施》	600点

【別表】第1次試験専門試験の出題分野

試験区分	出題分野
行政	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学

● 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、11ページ「その他(3)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。複数の申し込みを確認した場合は、最初の申し込みを有効とします。申込内容を変更する場合は、以前の申し込みを確実に取り下げてから改めて申し込んでください。
- **申込期間終了後の試験区分の変更は、一切できません。**
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いいたします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	<p>インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。 ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 https://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコン等の機種や環境などにより利用できない場合があります。 ・ 名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、「よくあるご質問 (https://graffer.jp/faq/)」をご覧ください。 	
申込から第1次試験までの流れ		
申込期間	<p>3月1日(水)から3月20日(月)までに申込が完了したもののみを有効とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。 	
申込方法	<p>① 右の二次元コードを読み取り、名古屋市電子申請サービス (https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya)にアクセスしてください。</p> <p>② キーワード検索で、「第1類採用試験」と検索してください。</p> <p>③ 試験名を選択し、順次画面の指示に従って申込をしてください。</p>	
受験票等の交付 4/14~	<p>受験票及び写真票兼承諾書の印刷・写真添付・署名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月14日(金)に送付する電子メール本文に従って、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。(受験票はPDFファイルとして発行します。) ・ 4月18日(火)までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。
第1次試験 4/23	<p>受験票及び写真票兼承諾書の提示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

● 申込後の注意事項

申込後に記載内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

● 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、各任命権者の人事担当課から合格者に対し意向調査等を行います。
- (3) 採用は、原則として令和6年4月です。
- (4) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

● 試験成績の閲覧

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例の規定に基づき、受験者本人又は受験者本人の委任による代理人が簡易な手続により閲覧することができます。

閲覧できる人	内 容	期 間	方 法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 総合順位	合格発表日当日からその翌月同日 まで（ただし、最終日が閉庁日の場 合は、次の開庁日まで） { <ul style="list-style-type: none"> ・ 9：00～12：00 ・ 13：00～17：00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目 1番1号)において、下記の書類を提示 してください。 なお、身分証明書は運転免許証等の <u>氏名及び生年月日</u> の記載があるもの に限ります。 受験者本人が閲覧する場合 ・ 受験票 ・ 身分証明書 〔代理人が閲覧する場合〕 ・ 受験票 ・ 委任状及び委任者（受験者） の身分証明書の写し ・ 代理人の身分証明書
第2次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 総合順位		

- (注)・ 個別面接②の対象とならなかった方の閲覧期間は、最終合格者発表日以降です。
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
 - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類（身分証明書及び受験票等）に不足がある場合は閲覧できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください）。

● 主な勤務条件

(令和5年3月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

213,095円

- (注)・ 上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。
・ 学校卒業後の経歴などがある場合は、上記金額に一定の基準により加算されます。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（4.40月分）などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

● 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等がある場合は、公式Twitter及び公式LINEによりお知らせします。

(Twitterのフォロー・LINEの登録は12ページ<情報コーナー>をご参照ください。)

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、各機関が発行する遅延証明書等を提示するなど、状況の確認ができるようにしてください。

● 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

● 令和4年度実施結果

試験区分(注)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	倍率 (倍)
事務	1,457	373	3.9
技術	130	77	1.7

(注) 事務は行政A・行政A(自己PR)・行政B・情報・社会福祉・心理の合計
技術は土木・建築・機械・電気・造園の合計

詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

● その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

(2) 本市職員で受験を希望する方

ア 会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員

受験資格を満たす場合は、この試験案内に従って申し込みをしてください。

イ 上記以外の本市職員

所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

(3) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 3月7日（火）までの消印有効 **《持込不可》**

(注) 申込書は、3月8日（水）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 3月20日（月）までの消印有効 **《持込不可》**

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第1類採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

(例) 「第1類採用試験申込書（行政（教養型））請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料354円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(4) 第1次試験会場

第1次試験会場は、市内の大学等を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

<情報コーナー>

◇ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員のインタビューを掲載しています。ぜひご覧ください！



◇ 「名古屋市職員総合案内-技術職-」について

名古屋市の技術職の魅力ややりがい、業務内容などを掲載したパンフレットです。ぜひご覧ください！



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。



◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています。フォローをお待ちしております！



◇ 名古屋市公式LINEについて

人事委員会の実施する採用試験等の情報を配信しています。お友達登録後、受信設定画面から「職員採用情報」カテゴリを登録してください。未登録の場合、配信されるメッセージを受信できません。



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

名古屋高速道路公社公告第 1号

令和 2年名古屋高速道路公社公告第 1号（名古屋高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更）の一部を次のように改正し、令和 5年3月27日から実施する。

令和 5年 3月 3日

名古屋高速道路公社理事長 新 開 輝 夫

1 4 基本料金及び特別の措置における割引 (1) アを次のように改める。

ア 障害者割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年 9月27日厚生省発児第 156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）若しくは、当該事務所を設置していない町村又は名古屋高速道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、次の a 又は b の要件を満たすものとして、公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車とする。

- a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、公社が別に定めるもの
- b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48

年 9月27日児発第 725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード〔建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」という。)が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。〕を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード(六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。)と車載器(利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する場合に限る。

また、上記a又はbの要件を満たす自動車以外の自動車であっても、公社が別に定めるものについては、公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

(イ) 割引率

50%以下とする。